

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するため、制定するものである。児童が安心・安全に、自主的・自律的に充実した学校生活を送るために、以下の通り必要な事項を定める。

第2章 学校生活に関すること

第2条 大朝小学校の児童としての誇りと自覚を育成し、学力及び生活力の向上、社会人としての素地の形成を図り、秩序ある生活をおくるために、学校生活について次のことがらを基本として示す。

(登下校等)

第3条 自らの安心、安全を確保して登下校する。

- 1 8時20分までに登校する。過ぎた場合は遅刻とする。
- 2 登下校は決められた通学路を通る。
- 3 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

(服装・身なり・髪型等)

第4条 公的な場である学校で生活を送るにあたり、客観的に望ましく、学習に支障のない服装・身なり・髪型で過ごす。

- 1 校内外の学習活動および登下校の際は、原則学校が定める基準服を着用する。
- 2 その他、服装や身なり、髪型等についての詳細は別紙に記載する。

(校内での過ごし方等)

第5条 学校内において誰もが安心・安全・健康的に過ごすことができ、集団で生活するにあたって望ましい行動をする。

- 1 人の話や放送は黙ってよく聞く。
- 2 校舎内（ろうかや階段）は、静かに右側を歩く。
- 3 日課表をよく見て、遅れないように行動する。
- 4 授業中は人の邪魔をせず、集中して学習する。

(持ち物)

第6条 学習、学校生活に必要なもののみ用意し、自分の持ち物に責任をもつ。

- 1 自分のものにはすべて名前を書く。
- 2 学校生活に不必要な物の持ち込みは禁止する。違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡

をする。

3 その他、持ち物についての詳細は別紙に記載する。

第3章 学校外での生活に関すること

第7条 学校外での生活においても、公共のルールを守り、自身の安全を確保して生活する。

- 1 4月始業式から9月終わりまでは18時、10月からはじめから4月の春休み中までは17時までに家に着いているように帰る。
- 2 自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶり、交通ルールを守って乗る。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導の目的)

第8条 「社会で許されないことは学校でも許されない。」との認識に基づき、児童が校内及び校外で問題行動を起こした場合には、再発防止のため、自己反省を促し、よりよい学校生活を送るために指導する。

(特別な指導の対象となる問題行動)

第9条 次の問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

1 法令・法規・条例等に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 【性に関するもの】
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持

⑨ 【SNSに関すること】

⑩ その他法令・法規に関する行為

2 本校の規則（「学校生活のきまり」等）などに違反する行為

- ① いじめ、暴力行為
- ② 指導に従わない行為
- ③ その他、教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導の内容)

第10条 生徒指導規程に違反した児童には、次に示す指導を行う。その結果、当該児童が改善に向けた反省と行動が見られるとともに指導に従い、落ち着いた状態で教室に入れるようにする。

1 説論

2 通常反省指導

通常反省指導とは、通常の学校生活（授業等）を行いながら、休憩時間・放課後の時間等を活用して行う。

3 別室反省指導

別室反省指導は、授業を受けず通常の学校生活とは別日程で別室において指導を行う。法規・法令に違反する行為、「学校生活のきまり」を繰り返し守れない場合等が、別室反省指導の対象となる。別室反省指導の時間や日数等の期間については、問題行動の程度や繰り返し等により協議検討し決定する。

4 学校での反省指導と保護者連携

○反省文に明記させること

- ・どのような行為をしたのか。それはなぜいけないのか。
- ・繰り返さないためには、自分のどこをどう変えていくのか。

○反省期間中の取り組み

- ・問題行動を繰り返さないために、反省をもとにした目標を設定させる。
- ・1 週間、毎日下校前に目標についての達成度を本人から教頭に報告させる。

○家庭連携

- ・指導の内容や本人の様子については、保護者へ連絡する。
- ・反省ができない場合は保護者に学校へ来てもらい、状況をお互いに確認した上で、保護者からの指導も依頼する。

第11条 触法行為があった場合は、警察等関係機関との連携及び報告を行う。

第12条 校舎校具を破損紛失した場合は、直ちに届け出る。尚、保護者に弁償を求める場合もある。

<校則を見直す手順>

○児童・保護者・教職員から、校則に関わって問題提起があった場合

- ① 管理職・生徒指導担当へ報告する。
- ② いじめ防止委員会・不登校対策防止委員会を開き、当該事象について検討する。
- ③ 児童からの問題提起の場合は、学級会を活用したり、代表委員会で話し合ったりして児童の意見を丁寧に聞く。
- ④ 場合によっては、PTA と協議を行うこともある。

⑤ 決定内容について職員会等で教職員に周知する。

⑥ 児童・保護者へ伝える。

付則

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

平成30年4月1日一部改正。

平成31年4月1日一部改正。

令和 2年4月1日一部改正。

令和 3年4月1日一部改正。

令和 6年4月1日一部改正。

令和 7年9月1日一部改正。